

令和6年第9回武蔵村山市教育委員会定例会議事日程

令和6年9月18日（水）

午前9時30分開議

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第46号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について
- 5 その他

議案第46号

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則に
ついて

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和6年9月18日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光 二

(提案理由)

学校給食費を改定することに伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出します。

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則（平成 17 年武蔵村山市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項の表中	「	4, 000 円	887 円	を	「	4, 500 円	1, 905 円	」
		4, 000 円	2, 966 円			4, 600 円	3, 290 円	
		4, 200 円	3, 384 円			5, 000 円	1, 894 円	
		4, 400 円	3, 988 円			5, 200 円	2, 870 円	
		4, 800 円	4, 155 円			5, 700 円	2, 658 円	
		4, 800 円	3, 300 円			5, 700 円	1, 680 円	
		4, 600 円	3, 536 円			5, 500 円	1, 640 円	
		5, 000 円	4, 720 円			6, 000 円	2, 592 円	

に改める。

第 9 条第 1 号中「2 3 1 円」を「2 6 5 円」に改め、同条第 2 号中「2 4 4 円」を「2 7 9 円」に改め、同条第 3 号中「2 5 8 円」を「2 9 5 円」に改め、同条第 4 号中「2 8 5 円」を「3 2 6 円」に改め、同条第 5 号中「2 5 8 円」を「2 9 5 円」に改め、同条第 6 号中「2 8 5 円」を「3 2 6 円」に改める。

附則第 2 項の前の見出し、同項及び附則第 3 項を削り、附則第 4 項を附則第 2 項とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の規定は、令和 6 年 1 0 月以後に実施する給食に係る給食費について適用し、同年 9 月以前に実施した給食に係る給食費については、なお従前の例による。

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）																																																
武蔵村山市立学校の給食費に関する規則	武蔵村山市立学校の給食費に関する規則																																																
平成17年 2 月23日教委規則第 1 号	平成17年 2 月23日教委規則第 1 号																																																
第 1 条から第 5 条まで 略 （給食費の額等）	第 1 条から第 5 条まで 略 （給食費の額等）																																																
第 6 条 略	第 6 条 略																																																
2 前項の規定により納入すべき給食費の月額、次の表の左欄に掲げる給食の対象者の区分に応じ、4 月から翌年の 2 月までの間に実施する給食に係る給食費として納入すべきものにあつては同表の中欄に、3 月に実施する給食に係る給食費として納入すべきものにあつては同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、前条第 2 項の規定により年間給食日数が減じられた給食の対象者にあつては、同表の右欄に掲げる額から当該減じられた日数に当該対象者に係る第 9 条に定める単価（以下「基準単価」という。）を乗じて得た額を控除して得た額（その額に 1 円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）を 3 月に実施する給食に係る給食費の額とする。	2 前項の規定により納入すべき給食費の月額、次の表の左欄に掲げる給食の対象者の区分に応じ、4 月から翌年の 2 月までの間に実施する給食に係る給食費として納入すべきものにあつては同表の中欄に、3 月に実施する給食に係る給食費として納入すべきものにあつては同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、前条第 2 項の規定により年間給食日数が減じられた給食の対象者にあつては、同表の右欄に掲げる額から当該減じられた日数に当該対象者に係る第 9 条に定める単価（以下「基準単価」という。）を乗じて得た額を控除して得た額（その額に 1 円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）を 3 月に実施する給食に係る給食費の額とする。																																																
<table><tr><td>小学校の第 1 学年の児童</td><td>4,500円</td><td>1,905円</td></tr><tr><td>小学校の第 2 学年の児童</td><td>4,600円</td><td>3,290円</td></tr><tr><td>小学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童</td><td>5,000円</td><td>1,894円</td></tr><tr><td>小学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童</td><td>5,200円</td><td>2,870円</td></tr><tr><td>中学校の第 1 学年及び第 2 学年の生徒</td><td>5,700円</td><td>2,658円</td></tr><tr><td>中学校の第 3 学年の生徒</td><td>5,700円</td><td>1,680円</td></tr><tr><td>小学校又は給食センターに勤務する者</td><td>5,500円</td><td>1,640円</td></tr><tr><td>中学校に勤務する者</td><td>6,000円</td><td>2,592円</td></tr></table>	小学校の第 1 学年の児童	4,500円	1,905円	小学校の第 2 学年の児童	4,600円	3,290円	小学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童	5,000円	1,894円	小学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童	5,200円	2,870円	中学校の第 1 学年及び第 2 学年の生徒	5,700円	2,658円	中学校の第 3 学年の生徒	5,700円	1,680円	小学校又は給食センターに勤務する者	5,500円	1,640円	中学校に勤務する者	6,000円	2,592円	<table><tr><td>小学校の第 1 学年の児童</td><td>4,000円</td><td>887円</td></tr><tr><td>小学校の第 2 学年の児童</td><td>4,000円</td><td>2,966円</td></tr><tr><td>小学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童</td><td>4,200円</td><td>3,384円</td></tr><tr><td>小学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童</td><td>4,400円</td><td>3,988円</td></tr><tr><td>中学校の第 1 学年及び第 2 学年の生徒</td><td>4,800円</td><td>4,155円</td></tr><tr><td>中学校の第 3 学年の生徒</td><td>4,800円</td><td>3,300円</td></tr><tr><td>小学校又は給食センターに勤務する者</td><td>4,600円</td><td>3,536円</td></tr><tr><td>中学校に勤務する者</td><td>5,000円</td><td>4,720円</td></tr></table>	小学校の第 1 学年の児童	4,000円	887円	小学校の第 2 学年の児童	4,000円	2,966円	小学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童	4,200円	3,384円	小学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童	4,400円	3,988円	中学校の第 1 学年及び第 2 学年の生徒	4,800円	4,155円	中学校の第 3 学年の生徒	4,800円	3,300円	小学校又は給食センターに勤務する者	4,600円	3,536円	中学校に勤務する者	5,000円	4,720円
小学校の第 1 学年の児童	4,500円	1,905円																																															
小学校の第 2 学年の児童	4,600円	3,290円																																															
小学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童	5,000円	1,894円																																															
小学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童	5,200円	2,870円																																															
中学校の第 1 学年及び第 2 学年の生徒	5,700円	2,658円																																															
中学校の第 3 学年の生徒	5,700円	1,680円																																															
小学校又は給食センターに勤務する者	5,500円	1,640円																																															
中学校に勤務する者	6,000円	2,592円																																															
小学校の第 1 学年の児童	4,000円	887円																																															
小学校の第 2 学年の児童	4,000円	2,966円																																															
小学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童	4,200円	3,384円																																															
小学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童	4,400円	3,988円																																															
中学校の第 1 学年及び第 2 学年の生徒	4,800円	4,155円																																															
中学校の第 3 学年の生徒	4,800円	3,300円																																															
小学校又は給食センターに勤務する者	4,600円	3,536円																																															
中学校に勤務する者	5,000円	4,720円																																															

改正案（新）	現行（旧）
第 7 条及び第 8 条 略 （給食費の基準単価） 第 9 条 給食 1 食当たりの平均的な単価は、次の各号に掲げる給食の対象者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 小学校の第 1 学年及び第 2 学年の児童 <u>265</u>円 (2) 小学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童 <u>279</u>円 (3) 小学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童 <u>295</u>円 (4) 中学校の生徒 <u>326</u>円 (5) 小学校又は給食センターに勤務する者 <u>295</u>円 (6) 中学校に勤務する者 <u>326</u>円 第 10 条 略 附 則 1 略	第 7 条及び第 8 条 略 （給食費の基準単価） 第 9 条 給食 1 食当たりの平均的な単価は、次の各号に掲げる給食の対象者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 小学校の第 1 学年及び第 2 学年の児童 <u>231</u>円 (2) 小学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童 <u>244</u>円 (3) 小学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童 <u>258</u>円 (4) 中学校の生徒 <u>285</u>円 (5) 小学校又は給食センターに勤務する者 <u>258</u>円 (6) 中学校に勤務する者 <u>285</u>円 第 10 条 略 附 則 1 略 <u>（児童又は生徒の保護者が負担する給食費の令和 5 年度の特例）</u> <u>2 児童又は生徒の保護者が令和 5 年度に納入すべき給食費の月額については、第 6 条第 2 項中「同表」とあるのは「附則第 2 項の規定により読み替えて適用する同表」と、「第 9 条」とあるのは「附則第 3 項の規定により読み替えて適用する第 9 条」とし、同項の表中「4,000円」とあるのは「3,700円」と、「887円」とあるのは「347円」と、「2,966円」とあるのは「2,246円」と、「4,200円」とあるのは「3,900円」と、「3,384円」とあるのは「2,664円」と、「4,400円」とあるのは「4,100円」と、「3,988円」とあるのは「3,268円」と、「4,800円」とあるのは「4,400円」と、「4,155円」とあるのは「4,495円」と、「3,300円」とあるのは「3,700円」とする。</u>

改正案（新）	現行（旧）
（令和６年度に実施する学校給食に係る給食費の負担に関する特例） <u>2</u> 第４条の規定にかかわらず、同条の規定により児童又は生徒の保護者が負担すべき令和６年度の給食費は、市が負担するものとする。ただし、当該保護者が次の各号に掲げるいずれかの給付により負担すべき給食費の支給を受けており、又は給食費を負担することについて委員会が不適当と認める場合を除く。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助 (2) 学校教育法第19条の規定に基づく援助 (3) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第２条の規定に基づく就学奨励 <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この規則は、令和６年１０月１日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 この規則による改正後の武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の規定は、令和６年１０月以後に実施する給食に係る給食費について適用し、同年９月以前に実施した給食に係る給食費については、なお従前の例による。</u>	<u>3 令和５年度における児童又は生徒の給食１食当たりの平均的な単価については、第９条第１号中「231円」とあるのは「211円」と、同条第２号中「244円」とあるのは「224円」と、同条第３号中「258円」とあるのは「238円」と、同条第４号中「285円」とあるのは「265円」とする。</u> （令和６年度に実施する学校給食に係る給食費の負担に関する特例） <u>4</u> 第４条の規定にかかわらず、同条の規定により児童又は生徒の保護者が負担すべき令和６年度の給食費は、市が負担するものとする。ただし、当該保護者が次の各号に掲げるいずれかの給付により負担すべき給食費の支給を受けており、又は給食費を負担することについて委員会が不適当と認める場合を除く。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助 (2) 学校教育法第19条の規定に基づく援助 (3) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第２条の規定に基づく就学奨励